海部郡認定地域クラブ活動基本方針

令和８年１１月

美波町・牟岐町・海陽町教育委員会
海部郡部活動地域展開推進協議会

目 次

はじめに

Ⅰ　認定地域クラブとは
　Ⅰ－Ⅰ　認定地域クラブとは
　Ⅰ－２　認定地域クラブの活動主体
　Ⅰ－３　認定地域クラブの認定要件
　Ⅰ－４　認定地域クラブの活動内容

Ⅱ　認定地域クラブ活動について
　Ⅱ－Ⅰ　認定地域クラブの目指す姿
　Ⅱ－２　認定地域クラブの登録
　Ⅱ－３　会則及び活動方針の策定
　Ⅱ－４　活動計画の作成
　Ⅱ－５　活動報告等
　Ⅱ－６　適正な指導者等の配置
　Ⅱ－７　教職員の兼職兼業
　Ⅱ－８　指導の充実
　Ⅱ－９　休養日及び活動時間
　Ⅱ－10　中学校施設の利用
　Ⅱ－11　生徒の安全・安心の確保
　　Ⅰ．事故防止及び健康管理
　　２．保険の加入
　　３．体罰・暴言・ハラスメント等の根絶
　Ⅱ－12　個人情報の取扱い
　Ⅱ－13　活動場所への移動方法
　Ⅱ－14　会費の適切な設定
　Ⅱ－15　大会・コンクール等への参加
　Ⅱ－16　登録の取消

Ⅲ　教育委員会・中学校との連携
　Ⅲ－Ⅰ　３町教育委員会との連携
　Ⅲ－２　中学校との連携

Ⅳ　その他

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味関心のある生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、教育活動の一環として学校が主体となって運営してきました。生徒たちはスポーツや文化芸術を通じて体力や技術の向上を図るだけでなく、豊かな人間性や社会性・協調性を育み、責任感や連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、学校部活動の現状は、生徒のニーズの多様化や少子化の進展にともなう教員数の減少、専門的な指導力を持つ顧問の不足など、従前と同様の体制で運営することは難しくなってきています。海部郡においても同様で、単独校での部活動運営が厳しくなり、他校との合同チーム編成・拠点校方式等、存続が厳しい状況にあり、生徒・保護者や教職員の負担もさらに増してきています。

文部科学省は、令和４年１２月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、今後の部活動の方向性の大枠を示しました。また、令和７年１２月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」を策定し、令和８年度から令和１３年度までの６年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、原則、全ての休日部活動の地域展開を目指すとしており、学校部活動に代わる、生徒たちの多様なニーズに応えた活動が行われるようになっていきます。

今後、海部郡３町(美波町・牟岐町・海陽町)教育委員会(以下：「３町教育委員会」という)」では、これまで学校部活動が担ってきた役割を踏まえ、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が主体的・継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ豊かで幅広い活動環境を整備することを目的として、学校を含め地域全体で関係者が連携・協働し支えることで、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備していきます。

地域展開を進めるにあたり、海部郡における認定地域クラブ活動に関する基本方針を策定しました。本方針は海部郡で行われる認定地域クラブ活動の運営や指導に関して、基本的な取組方針等を示しており、中学生が豊かで充実した生活を送れるよう、新たな形として認定地域クラブでの活動の基本を示すものです。

今後、各認定地域クラブにおいて、本方針に則り、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域全体で子どもたちを支え、認定地域クラブ活動の充実・発展の実現に向けて、ご協力いただきますようにお願い申しあげます。

Ⅰ．認定地域クラブとは

Ⅰ－１　認定地域クラブとは

文部科学省策定ガイドラインに示す認定要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立中学校を設置する市区町村等が、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ」といいます。

Ⅰ－２　認定地域クラブの活動主体

(1)地域のスポーツ・文化芸術団体等を活動母体として、教育委員会に登録の申請を行い、審査を経て登録された団体が認定地域クラブとなります。
(2)地域の方々や部活動経験者等で、中学生への指導に興味をお持ちの方が複数名で協力し、継続的な活動が十分認められる場合に、認定地域クラブとして申請することも可能です。
(3)認定地域クラブは、指導を希望する教職員も参加可能です。（兼職兼業）

Ⅰ－３　認定地域クラブの認定要件

海部郡認定地域クラブ活動の認定について満たすべき要件は、次の通りとします。
(1)学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
(2)原則として５人以上の生徒が所属し活動していること
(3)適切な活動時間や休養日が設定されていること
(4)活動に維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
(5)適切な指導の実施体制が確保されていること
(6)適切な安全確保の体制が確保されていること
(7)適切な運営体制が確保されていること
(8)移動や活動時間など、生徒と保護者の負担に配慮されていること
(9)学校との連携が適切に行われていること

Ⅰ－４　認定地域クラブの活動内容

技術の向上を目指す活動から、運動・文化芸術活動の機会確保や多世代で楽しむ活動まで、多様な活動に広げていきます。
(1)地域のスポーツ・文化芸術団体など幅広い団体が主体となり、中学校施設等を活用し、中学生に多種多様な体験の場を設定します。
(2)中学生の意向を尊重し、学校等の枠を超えた仲間とつながり、主体的にチャレンジしたいことを選んで活動します。
(3)地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流が深まるとともに、学校段階にとらわれない継続的な活動を進めていきます。
(4)活動団体は登録制とし、要件を満たす団体を３町教育委員会が公募し、審査を行った上で登録します。
(5)地域の実情や種目の特性に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を受益者(各家庭)負担とします。

(6)特定の種目だけに専念する活動だけでなく、休日・長期休業中などのレクレーション的な活動や複数の種目を多世代で経験できる活動も含みます。

Ⅱ．認定地域クラブ活動について

Ⅱ－１　認定地域クラブの目指す姿

(1)学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによって、中学生が自らの興味・関心に基づいて、主体的に様々な活動に参加できるようにする。
(2)多様な教育的ニーズのある生徒が、希望に応じて安心して活動に参加できるように幅広く受け入れ、選抜等は行わない。
(3)中学生がスポーツ・文化芸術活動などに参加し、地域の幅広い世代との豊かな交流や様々な経験を重ねることで、心身の健やかな成長を図る。
(4)勝利至上主義に陥ることなく、多様な考え方を認め合い、生涯にわたってスポーツや文化芸術等に親しもうとする意欲や態度を育む。

Ⅱ－２　認定地域クラブの登録

(1)認定地域クラブは「海部郡認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」に基づき３町教育委員会に登録申請を行い、審査及び登録を経て、中学生にスポーツや文化芸術活動などの活動機会を提供します。
(2)認定地域クラブの登録の有効期間は、最長３年間(指導者は最長４年間)とします。
(3)認定地域クラブは、年間を通じて活動を継続するものとします。
(4)やむを得ない事情により活動を継続することが困難になった場合は、３町教育委員会と協議するものとします。

Ⅱ－３　会則及び活動方針の策定

(1)認定地域クラブは、設立目的などを記載する会則及び下記(2)に記載する内容の活動方針を定めるものとします。
(2)活動方針には、「運営・活動体制」「活動内容」「活動頻度」「参加費」「責任者」「その他必　　要な事項」などを定めるものとします。
(3)認定地域クラブは、広く活動方針・活動内容等を公表するとともに、活動方針に則り運営を行うものとします。
(4)認定地域クラブは、会則及び活動方針を３町町教育委員会へ提出するものとします。

Ⅱ－４　活動計画の作成

(1)認定地域クラブは、年間の活動計画(活動日、休養日、参加予定大会の日程等)及び毎月の活動計画を作成の上、３町教育委員会に提出するものとします。
(2)活動計画の策定にあたっては、中学校施設を使用する場合は当該中学校の学校行事等を考慮するなど、使用する施設の管理者と事前に十分に調整を行うものとします。
(3)活動計画は活動の１か月以上前に公表し、参加者へ伝えるとともに、中学校施設を使用する場合は当該中学校に伝えるものとします。

Ⅱ－５　活動報告等

(1)認定地域クラブは、３町教育委員会に年度・月ごとの活動実績報告及び活動計画案の報告を行うものとします。

(2)３町町教育委員会は、認定地域クラブにおいて適切な運営がなされているかどうか適宜確認を行うものとし、是正が必要となる場合には、認定地域クラブは３町教育委員会の指導助言に従うものとします。

Ⅱ－６　適正な指導者等の配置

(1)認定地域クラブは、参加者の安全や健康等を確保するとともに、活動の継続性や透明性を確保するため、複数名で運営する体制を整えることを原則とします。

(2)認定地域クラブの活動方針や参加者の目的が様々であるため、必ずしも指導者に資格を求めるものではありませんが、専門的な指導を行う場合には、その資格を有することが必要です。

(3)認定地域クラブとして、各活動における大会やコンクールに参加する場合は、審判資格の保持等、その参加条件を満たすとともに、そのための人員を確保するものとします。

Ⅱ－７　教職員の兼職兼業

(1)認定地域クラブは、教職員を指導者として運営する際、人事異動や退職等があっても継続的・安定的に運営可能であることを確認しておくことが必要です。

(2)教職員が兼職兼業によって認定地域クラブに従事する場合は、勤務校の校長の承認を得た上で、３町教育委員会の許可を得ることが必要です。

(3)中学校の教師だけでなく、小学校・高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて指導者として携わることができます。

(4)兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う３町教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施することとします。

Ⅱ－８　指導の充実

認定地域クラブ指導者は、日頃より指導力の向上に努めるとともに、参加者の安全・安心な活動環境を確保するものとします。

(1)認定地域クラブは、それぞれのスポーツ・文化芸術活動の特性を踏まえた活動を実施し、適切な休養を取りながら、参加者が短時間に集中して取り組めるよう努めるものとします。

(2)認定地域クラブは、参加者の多様なニーズに応えられる指導者等の養成や資質向上の取り組みを進めるとともに、３町教育委員会が定める研修を受講するものとします。

(3)認定地域クラブの活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に認定地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ることとが大切です。

(4)認定地域クラブは、参加者のスポーツ・文化芸術の能力向上や生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむ基礎を培うとともに、参加者がそれぞれの目標を達成できるよう、コミュニケーションを十分に図り、発達の個人差や成長期における体と心の状態を鑑みた上で指導を行うものとします。

Ⅱ－９　休養日及び活動時間

(1)活動にあたっては、週当たり２日以上の休養日を設けるものとします。
　（平日は１日、土・日曜日は少なくとも１日以上を休養日。週末に大会参加等で土・日曜日の２日間とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

(2)長期休業中も(1)と同様の休養日を設けるものとします。また、参加者が十分な休養を取れるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けるものとします。

(3)１日の活動時間は長くとも平日では２時間程度、休日は３時間程度とし、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うものとします。

(4)生徒の健康面・安全面及び家庭への負担を考慮し、学校始業前の活動(早朝練習)は実施しないものとします。

(5)中学校における定期考査前の学校が定める部活動中止期間や学校行事当日及びその前後においては、参加者の実情に応じて活動を考慮するものとします。

(6)上記のほか、参加者が他の活動(学習活動等)を優先するなどの場合には、参加者本人の意向を尊重し、参加を強制しないものとします。

Ⅱ－１０　中学校施設の利用

(1)中学校施設の使用を希望する場合は、登録申請時に希望する施設・設備及び曜日・時間帯等について所定の様式に記載の上、提出し、３町教育委員会において利用調整を行うものとします。なお、長期休業日における使用については、別途協議の上、決定します。

(2)認定地域クラブは、学校長の承認を得た上で、３町教育委員会の許可を受け、中学校施設を使用するものとします。

(3)認定地域クラブは、決められた時間内で活動を行うものとします。認定地域クラブの活動と学校の活動が重なった場合は、学校の活動が優先されるものとします。

(4)認定地域クラブの活動後は、施設の原状復帰を原則とします。活動中に利用施設に損傷を与えた場合は、基本的に認定地域クラブがその補修等に係る費用を負担するものとします。

(5)認定地域クラブは、学校が定めた所定の場所へ駐車・駐輪を行い、必要のない場所への立ち入りを行わないものとします。

(6)中学校の備品を使用することはできますが、クラブで使用する消耗品等や個人で使用するものはそれぞれで準備するものとします。

(7)中学校敷地内(中学校長の定めている範囲)は、禁煙・禁酒とします。

(8)３町教育委員会は、認定地域クラブが中学校施設の使用許可の条件に違反し、その他、本方針に定められた事項を遵守しない場合は、使用許可を取り消し、又は使用を停止することができます。

Ⅱ－１１　生徒の安全・安心の確保

１．事故防止及び健康管理

認定地域クラブは、事故の防止及び参加者の健康管理のため、以下の事項に十分留意するものとします。

(1)使用する施設・用具等について定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努める。

(2)使用する学校施設(備品含む)に不備があった場合、速やかに学校及び３町教育委員会に報告する。

(3)使用する施設の管理者と「鍵」の受け渡し方法や保管場所など確認をし、施設管理等に不備のないよう適切に取り扱うこと。

(4)活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努める。

(5)活動開始時に参加者の健康状態・疾病・傷病の症状などの健康観察を行い、健康状態を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めることができるよう指導する。

(6)使用する用具等を適切に保管又は管理するとともに、参加者に用具の正しい利用及び管理について指導する。

(7)使用する施設内でのＡＥＤの設置場所を把握するとともに、定期的に救急救命講習を受講するよう努める。

(8)事故が発生した場合、速やかに応急手当や対応を行い、保護者及び運営団体責任者・生徒所属中学校に報告し適切に連携対応を行う。

また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講じ、救急搬送が行われた場合には、所定様式にて速やかに３町教育委員会に報告する。

(9)事故発生時等、関係各所への連絡体制及び緊急対応マニュアル、保険加入が確立されていること。

２．保険の加入

認定地域クラブ活動は、学校管理下外の活動となるため、指導者や参加者に対して、自身の怪我を補償する保険や個人賠償責任保険(例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの)等に加入するものとします。

３．体罰・暴言・ハラスメント等の根絶

体罰や暴言、ハラスメントやいじめ等は、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても許されない行為です。これらの行為や発言について、参加者との信頼関係や保護者の容認があるからといって、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全ての指導者が持ち、それらを根絶するための取組を機会あるごとに行うものとします。

(1)認定地域クラブは、学校部活動の教育的意義を継承し発展させながら活動の機会を提供する公的な性質を持つため、事故や暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止等の徹底に努めること。

(2)指導者は、自らが不適切行為を行わないことはもちろん、生徒同士等におけるトラブルを防止する役割を担い、日頃から適切な集団作りや生徒への目配りに努めること。

(3)近年、スマートフォン・ＳＮＳ等普及により、生徒が加害者としてトラブルや犯罪に関わるリスクの高まりとともに、人権侵害・犯罪・損害賠償を負うことになりえること等を周知し、生徒の意識を高めることも重要である。

(4)閉鎖的な環境ではなく、複数の指導者が関わる「開かれた活動環境」の整備や互いのコミュニケーションを活性化し、風通しの良い組織づくりに努めること。

(5)事案発生時には、保護者・運営団体責任者及び在籍中学校・３町教育委員会と適切に連携し、被害者のケアを最優先に対応するとともに、迅速かつ丁寧に説明・事後対応を行い、再発防止に向けて防止対策を行うこと。

体罰等の許されない指導

１．殴る、蹴る等。
２．社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的・精神的負荷を課す。
(例)・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
３．パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
４．セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
５．身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)な発言を行う。
６．特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える。
上記に該当しなくとも、社会通念等から指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。
なお、生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

文部科学省「平成２５年５月運動部活動での指導のガイドライン」より

Ⅱ－１２　個人情報の取扱い

(1)認定地域クラブは、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するほか、活動によって知り得た個人情報を漏洩せず、適正に取り扱うこととします。

(2)参加者が無断で、個人が特定できる活動写真をホームページやＳＮＳ等に掲載することがないよう共通理解を図るとともに、関係者への十分な周知と配慮が必要です。

Ⅱ－１３　活動場所への移動方法

(1)認定地域クラブでは、海部郡内外広範囲での参加も想定され、参加者とその保護者は、自転車や公共交通機関、保護者による送迎、スクールバス等の利用等、移動方法をクラブと情報共有するとともに、利用する各施設等の定められた規則に従うものとします。

(2)認定地域クラブは､参加者が公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を徹底する。

(3)参加者が自転車を使用してクラブの活動に参加する場合は、中学校で定めたルールに従うとともに、ヘルメットを着用するよう努めるものとします。

(4)認定地域クラブとして練習試合や大会・コンクール等に参加する場合に、町所有のスクールバス等を使用する場合は、３町教育委員会に申請し承認を得ること。

また、必ず引率者が同乗するものとします。

(5)認定地域クラブ参加者の移動中の事故・トラブルについては、当事者が適切な対応を取るとともに、速やかに保護者・３町教育委員会へ、生徒に関することは所属中学校にも連絡するものとします。

Ⅱ－１４　会費の適切な設定

(1)認定地域クラブは、参加者や保護者、地域住民等の理解を得ながら、継続的な活動及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するものとします。

(2)認定地域クラブとしての活動は、営利を主目的としないものとし、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うものとします。

(3)会計処理の情報開示として、認定地域クラブは、参加者やその保護者に対して年度末に会計報告を行い、会計収支を明らかにするものとします。

また、３町教育委員会及び海部郡地域展開推進協議会から会計状況の報告を求められたときは、それに応じるものとします。

Ⅱ－１５　大会・コンクール等への参加

(1)中学校体育連盟主催大会への参加を希望する認定地域クラブは、徳島県中学校体育連盟事務局へ必要な書類を提出して認可を受ける必要があり、必要書類等の詳細や各種競技部の細則については、徳島県中学校体育連盟ホームページを参照すること。

(2)その他、各連盟主催のコンクール等への参加を希望する認定地域クラブは、各連盟へ問い合わせを行い、必要な手続きを行うこと。

Ⅱ－１６　登録の取消

認定地域クラブが本方針において定められた事項を遵守せず、３町教育委員会の指導に従わない場合には、認定地域クラブ名を公表し、登録を取り消すことができます。

Ⅲ．３町教育委員会・中学校との連携

Ⅲ－１　３町教育委員会との連携

(1)３町教育委員会は、認定地域クラブの活動状況等について、必要に応じてヒアリング等を通して、本方針の内容を遵守しているかどうか、適宜確認します。

(2)３町教育委員会は、認定地域クラブの運営・活動等に関して相談や指導助言を行います。

(3)効率的・効果的なトレーニング方法、熱中症予防、スポーツ外傷等の予防、応急処置、その他、指導者のニーズに応じながら各種研修等を開催していきます。

(4)３町教育委員会は、認定地域クラブ一覧や活動内容等をホームページ等に掲載し、生徒が選択できるようにするとともに、小・中学校等と連携して案内します。

Ⅲ－２　中学校との連携

(1)中学校は、当該校の生徒の認定地域クラブへの参加状況の把握するとともに、必要に応じて認定地域クラブの活動内容等について、生徒に案内するものとします。

(2)中学校は、当該校の施設を使用する認定地域クラブから必要に応じて活動実績の報告を受け、連携を図っていくものとします。

(3)中学校は、当該校の施設を使用する認定地域クラブに対し、運営・使用状況等に関して、必要に応じ助言等を行うものとします。

Ⅳ．その他

３町教育委員会及び海部郡地域展開推進協議会は、今後、国や県において部活動の地域展開に関する新たな方針等が示された場合や本協議会において方針内容等に変更等があった場合など、必要に応じて本方針を改定するものとします。